



2022. 03. 22.

在ハンガリー日本商工会規約

第1章（総則）

（名称）

第1条 本会は、「在ハンガリー日本商工会」と称する。

（目的）

第2条

1. 本会は、日本企業の事務所・事業所（日系法人）が当国で円滑に事業活動するため、必要な法律・規制、事業環境その他の問題などに関する情報交換とその検討を行う。また、必要に応じ関連官庁などへの陳情・意見具申などを行う。
2. 日系法人の利害を守り、責任を果たすために、その目的に合致する行事への参加・支援や他国商工会議所との交流等対外活動を行う。
3. 日ハ交流の為に、その目的に合致する行事、催物、会合等への参加や支援を行う。
4. 会員企業および駐在員相互の親睦を図る。
5. 日本人学校の存続に不可欠な支援を行う。また、補習校等主に日本人を対象に日本語による教育を行っている団体・組織に対し、必要に応じ支援を行う。
6. 在留邦人の自主的な活動に対し、必要に応じ支援を行う。

第2章（会員）

（資格）

第3条

1. 正会員：正会員は当国に事務所・事業所をもつ日本企業の子会社・支店・駐在員事務所、日本企業が資本参加した現地法人、これに準ずる現地法人とする。定例会等において正会員は1議決権を有するものとする。なお、当会の各種会議の使用言語は原則日本語であり、日本語を解することが正会員の条件である。
2. 準会員：日本政府が出資者となっている法人（いわゆる政府関係機関）は準会員とし、定例会等において1法人1議決権を有する。入会費および基本会費の半額を払うものとする。
3. 賛助会員：日本からの派遣社員を配置していない、もしくは当国に事務所・事業所を持たない等の理由で当会の各種役員の役割を果たすことが困難な場合、賛助会員となることができる。その場合、運営委員会で検討し、定例会で承認する。賛助会員は議決権を有し



ないが、入会費及び基本会費を払うものとする。ただし、日本語を解する社員の参加を条件とする。

4. **特別賛助会員**：正会員の要件を満たしていないが、日本あるいは欧州に拠点をもち、ハンガリー日本商工会からの情報提供を希望し、商工会会員向けに当国での円滑な事業活動に資する情報が提供できること、かつ必要な機会に商工会例会（部会）に参加することを希望する企業がある場合には、当該企業を特別賛助会員にすることが出来る。特別賛助会員は議決権を有さず、入会費および基本会費を払うものとする。ただし、日本語を解する社員の参加を条件とする。
5. **名誉会員**：在ハンガリー日本大使館は、名誉会員とする。定例会等における議決権を有しない。名誉会員は会費を免除される。

（入退会）

第4条

1. 本会に入会を希望する法人は、入会申請を書面にて事務局へ提出し、運営委員会での審査後、定例会で承認する。
2. 会員が退会を希望する場合は、退会届を書面にて提出することにより、退会することができる。

（入会金）

第5条 入会にあたっては、500ユーロを入会金として納入する。いったん納入された入会金は払い戻さない。ただし、退会后3年以内に再入会の際は、入会金は免除される。

（会費）

第6条

1. 本会の経費は、会費（入会金および年会費）によって賄う。
2. 会計年度は1月～12月とする。
3. 正会員の年会費は、会員企業の邦人駐在員の人数（当該年の1月1日および7月1日）を基準とし、下記を基本とする。実際の会費は、年度予算決裁時に決定する。

・ 1-2名	1,350ユーロ／年
・ 3名	1,550ユーロ／年
・ 4名	1,800ユーロ／年
・ 5名	2,000ユーロ／年
・ 6名以上	2,300ユーロ／年
4. 期中（半年）に駐在員数が増減しても、年会費調整は行わない。
5. 会費の請求書は、1月初めおよび7月初めに会員からの駐在員数（1月1日および7月1日現在）の報告に基づき、幹事が発行し、会員は原則3月末および9月末までに会費を納



入する。

6. 会費は、会員の選択でフォリントまたはユーロで納入できる。その場合の為替レートは、当該年1月最初の営業日および7月最初の営業日の終値のTT Sとする。
7. 商工会側の会費入金手数料は商工会が負担する。
8. 期中入会の場合の年会費は、4半期ベースで計算のうえ納入する。

第3章（組織と役職）

（役員）

第7条 本会は組織を円滑に遂行するため、以下の役員を置き運営を行う。以下①～③に規定する各種役員の任期は毎年1月1日から12月31日までとし別に定める定例会にて選出される。本会は定例会の決定にもとづき、運営委員会によって運営され、日常業務の遂行は正副幹事が担当する。本会の役員は、会長、副会長である。

（会長・副会長）

第8条 会長は本会を対外的に代表し、各種文書の署名権をもち、会を代表して各種行事に参加する。

<会長の権限>

- a) 本会の活動の原則と実行の指揮、
- b) 定例会の準備と決議の実行
- c) 本会を代表
- d) 本会を代表して契約を締結

また会長は副会長に、会長事務代行を依頼できる。副会長は会長の指示にしたがって、日常業務に必要な金銭の出納管理に責任をもち、会長に代わって単独で銀行口座からの出金にかかわる署名を行うことができる。

副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長代行の役割を果たす。

会長職及び副会長職は報酬なしで遂行されるが、必要な経費の精算を受けたり、特別な仕事については報酬を受けることがある。課題の遂行にあたっては専門家の支援を受けることができる。会長・副会長の選任は別に定める持ち回り表によって決め、総会にて承認されるものとする。



(幹事)

第9条 幹事は本会の日常業務を遂行する。幹事は必要に応じて幹事会を開き、事務局の日常的な業務を指示し、運営委員会と定例会の招集・議事取決めを行う。幹事は別に定める持ち回り表にもとづき選出する。

1. 幹事は正幹事1名と副幹事若干名の構成とし、初回の幹事会で正副幹事を決める。なお、副幹事のうち1名は常任幹事として、日本貿易振興機構(JETRO)事務所長が担当する。
2. 幹事は事務処理全般の責任を負う。

(監査役)

第10条 監査役1名は経理業務監査を行う。監査役は会員から会長が任命する。

第4章 (定例会、運営委員会、部会)

(定例会)

第11条

1. 定例会は定款で定める総会に相当する本会の最高決定機関である。
2. 定例会は原則として隔月に開催する。ただし、8月は原則休会とする。
3. 定例会の定足数は議決権を有する全会員の過半数とする。
4. 決議は定足数を満たした上、議決権を有する全会員の過半数の賛成によって可決する。ただし、下記重要案件は、議決権を有する全会員の3分の2以上の同意を必要とする。決議事項を議題とする定例会に出席できない議決権を有する会員は、委任状によって、意思表示を行うことができる。
 - ① 入会の承認
 - ② 会費・規約の改定
 - ③ 50万 Ft を超える補助金・寄付金
5. 前項の定めに関わらず定款の変更は定例会に出席する議決権を有する会員の4分の3以上の賛成を得て行う。
6. 運営委員会で審査が通った入会案件の承認審議投票はメール/オンライン投票でも可能とする。
7. 幹事による要請があれば、臨時例会を開くことができる。臨時例会の案内は、開催日の少なくとも7日前に議題とともに提示する。臨時例会は定例会同様、最高決定機関である。

(運営委員会)

第12条 定例会で決定された課題の遂行や、さらに課題を具体化するために、運営委員会を設置する。運営委員会を構成するのは、会長・副会長、幹事、監査役である。必要に応じ、会員に

オブザーバー参加を求め、会員が自主的にオブザーバーとして参加することができる。運営委員会の討議内容は定例会に報告し、必要に応じて決議する。

(部会)

第 13 条 本会の議論を活性化し、機動的な政策提言や活動をおこなうために部会を設けることができる。各部会の構成は定例会にて承認する。部会は運営委員会の管理下におかれ、適宜、定例会でその活動状況を報告し、必要に応じて決議する。

第 5 章 (補助金および寄付行為)

第 14 条 本会は第 2 条に規定した本会の目的に適合する活動や団体にたいして、要請に応じて補助金を支出し、寄付をする。

第 15 条 補助金および寄付行為の遂行のため、毎年、予算策定時に、一定額の枠を補助金・寄付として予算計上する。

第 16 条 50 万 Ft を超える補助金・寄付金の支出は議決権を有する全会員企業の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 6 章 (補足)

(規約改正)

第 17 条 本会の規約は、議決権を有する全会員の 3 分の 2 以上の同意をもって改正することができる。

(その他)

第 18 条 本規約に定めのない事項に関しては、定例会で決定する。

以上

改定：

1994 年 1 月 11 日

1995 年 3 月 14 日



1997年11月11日

1998年3月10日

2000年1月11日

2002年6月11日

2005年4月12日 日本人補習校から日本人学校へ移行に伴う規約改定

2005年10月11日 (案) 2006年1月1日施行

2007年3月13日 (案) 2007年3月14日施行

2009年7月14日

2010年3月25日 第6条2、第12条3

2011年3月8日 全文

2012年2月14日 第3条、第7条、第8条、第9条

2012年5月8日 第3条

2013年10月8日 第3条、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条

2016年10月11日 第6条3

2018年6月26日 (案) 7月24日施行 第3条3、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条

2021年7月27日 (案) 2021年7月28日施行 第2条6、第3条4、第4条1、第11条5

2022年3月22日 (案) 3月22日施行 第11条1、2、3、4、5、第16条、第17条

以上